

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会
放射性廃棄物ワーキンググループ（第39回）

- 日時 : 令和5年5月23日（火曜日）14時00分～15時30分
- 場所 : オンライン

1. 開会

○下堀放射性廃棄物対策課長

定刻となりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会第39回放射性廃棄物ワーキンググループを開催いたします。

事務局を務めます経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課長の下堀でございます。

本日はご多忙の中、委員の皆様にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は徳永委員と村上委員がご欠席との連絡を受けております。また、長谷部委員は14時40分頃をめぐりご退席予定と伺っております。

また、オブザーバーとして、原子力発電環境整備機構（NUMO）から近藤理事長、田川専務理事、真保部長が出席しております。電気事業連合会から高井部長にご出席いただいております。

本日のワーキンググループは、オンラインにて行わせていただきます。また、本日の会議の様子はYouTubeの経産省チャンネルで生放送させていただきます。

オンライン開催ということで、委員の皆様には事前にメールで資料をお送りしておりますが、Teamsの画面上でも適宜投影をさせていただきます。

まず、本日お配りしている配付資料の確認をさせていただきます。配付資料一覧のとおりでございますが、過不足などございましたら、事務局までお知らせください。

以降の議事進行は、高橋委員長にお願いすることといたしますのでお願いいたします。

2. 説明・自由討議

○高橋委員長

はい。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

本日の終了予定時刻でございますが、2時間程度の16時頃を念頭に置いております。議事運営に当たっての委員各位のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、大きく分けて二つございます。まず、「当面の取組方針（2023）」の策定に向けて、前回の議論を踏まえて、今までの国・NUMOの取組の振り返りや、4月28日に

閣議決定されました改定「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に基づいた取組強化の方向性について、資料3、4に基づきまして、NUMOと資源エネルギー庁からご説明いただきます。

次に、文献調査の取りまとめに向けて、文献調査段階における評価の考え方(案)のうち、経済社会学的観点について、資料5に基づいて、NUMOからご説明を頂戴したいと思います。

議題ごとに一旦区切りますので、委員の皆様におかれましては、それぞれの議題に対しまして、忌憚ないご意見を頂戴できればと思います。

それでは、早速でございますが、NUMOから資料3のご説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○田川原子力発電環境整備機構専務理事

NUMO専務理事、田川でございます。私から資料3に基づきまして、NUMOの対話・広報活動についてご説明をいたします。

まず、私どもの対話・広報活動の取組でございますが、3ページ目でございますように、全体像といたしましては、全国での認知拡大、そして、多くの地域での文献調査の受入れのための活動、それから、調査地域におけるきめ細やかな対話・広報活動を行うということで当面の取組方針も踏まえて行っているところでございます。

下の図にございますように、認知・関心、そして、それを理解・信頼に上げていくということで対話活動、そして情報発信を車の両輪として取り組んでいるところでございます。

4ページ目が具体的な、5項目ございますけれども、全国の対話活動から文献地域でのコミュニケーション活動まで、ご説明をさせていただきます。

まず、最初、5ページ目以降でございます。全国的な対話・広報活動といたしまして、対話型全国説明会等についてご説明をいたします。

6ページ目でございます。対話型全国説明会でございます。2017年の科学的特性マップ公表以降、全国各地で少人数での円卓を囲んだ形で対話活動、対話による説明会を開催しているところでございます。

参加者でございますが、初参加が9割、参加者につきましては50代以上が約7割、男性が7割、女性が3割ということで、若年層と女性の参加が少ないというところがございます。

参加者の約5割はポスティングによるチラシ、インターネット、新聞等の事前告知をきっかけにしたものでございます。私どももLINEなどを通じた広報、工夫をしておりますけれども、さらなる若年層の増加にはつながっていないというのが現状でございます。別のアプローチも含めて検討が必要であるというふうに認識をしております。

また、実際に参加された方の評価でございますが、事業の説明の理解度、これは8割が「よく理解できた」と。それから満足度については約6割が「満足した」ということでございます。

それを説明会の前と後で比較したものが右側下のほうにございますが、全般的に説明会

の後で肯定的な割合が増加をしているというところでございます。

ちなみにどのようなご意見が出ているかということ【参考】の7ページ目に掲げているところでございます。原子力政策全般から地層処分に関する安全性など事業者の中身についての質問があるということでございます。引き続き、私ども、説明能力の向上と、それから情報提供を継続してまいりたいと思います。

8ページ目が関心グループの取組でございます。関心グループの取組に対する情報提供、これを強化するというので2020年度を目途に全国で100グループの目標ということでございます。数字を拾っておりますが、80から昨年度につきましては160と拡大をしているというところでございます。

昨年度につきましては、全国交流会を3年ぶりに対面で開催をしたということでございます。私ども、これを全国の関心喚起にぜひつなげたいというふうに思っております。メディアにも公開を実施したところでございますが、まだまだ取り上げられていたところについては低調であるということで、さらなる工夫が必要だということでございます。

また、学習団体の活動につきましては、「つながり・ひろがり・ふかまる」この活動を推進していくということ、さらに、全国的な機運の醸成のための活動というものも行っていきたいと思っております。

交流会での意見等、8ページ目の下のほうにございます。今回は神恵内村の村長さんの講演、寿都町の町長さんもお参加をいただいたということで、日頃のいろんな話を直接聞くことができたということで、当地の空気を感じた等々のご意見をいただいております。

9ページ目が自治体、経済団体等への訪問活動でございます。私ども、対話型全国説明会に合わせて開催都市周辺自治体でございますとか経済団体を訪問しているというところでございます。

実績は下の表にまとめているところでございます。こちらにつきましては、自治体によっては職員の方に説明会に参加をいただくというようなこと、あるいは、その後の情報提供等を実施しているところでございます。

自治体さんなどの反応としては、まずは「なぜ当地に来たのか」とか、「必要性は理解するけど我が町ではない」とか、「資料送付で十分」というところがございます。そのほか「議会対応として寿都、神恵内など2町村の状況を知りたい」、そういったところもあるわけでございます。

課題といたしましては、やはり紹介がないと訪問しづらいということ等がございます。こうした課題を認識して今般改定をされました基本方針を踏まえまして、国、電力会社と合同チームで全国行脚を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして10ページ目が次世代層に向けた取組ということで、教育関係でございます。まずは教育関係の先生方の集まり、このグループを2013年度から支援をしてきているところでございます。現在、17の研究会がございまして、2022年度、昨年度は1万2,000人の生徒さん、学生さんの授業実践につながったと。また、全国の成果発表会等も開催をしてお

ります。この広がりがさらに必要であるということを認識しております。また、そのほかにも学校単位での研究支援、こういったものにも柔軟に対応をすることも想定しているところでございます。

また、私ども、学校に実際に出向いて出前授業、こちらに取り組んでいるところでございます。下のグラフにございますように、実績としてはコロナの時期にちょっと落ち込みがございましたけれども、昨年度は3,600人、48校を行っているということでございます。デジタルコンテンツ等の工夫なども凝らしております。引き続き強化をしていくところと思っております。

11ページ目はイベントへの出展ということで、新しく導入いたしました「ジオ・ラボ号」を活用した取組というものを進めているところでございます。こちらにつきましては、やはりコロナの影響等ございましたけれども、昨年度は延べ2万4,000人、45会場での実施ということになっております。

続きまして、全国的な対話活動でございます。13ページ目でございますが、私ども、認知の向上ということを目的といたしまして、多様な媒体での視認性の向上ということで、下にございますような現役世代から若年層、女性、こういった区分ターゲットに合わせた活動というものを行っております。広告内容、ホームページのリニューアル等を行っているところでございます。今後とも地層処分、NUMOの理解の促進というものを重点的に行っていきたく思っております。また、今年度はWebによるCM等も強化をしていきたいというふうに思っております。

ちなみに実績につきましては、下のところがございます。いろんなメディアを活用することで昨年度のホームページの閲覧数が570万ということになっているところでございます。

14ページ目は具体的にどんなことをやっているかということでご参照いただければと思っております。

続きまして16ページ目でございます。文献調査対象地域における対話・広報活動ということでございます。

17ページ目に2022年4月7日にご報告をいたしました「対話の場」の運営についての私どもの方針ということで5項目挙げております。参加者の意向を尊重する、から、議論の共有まで、5項目、並べております。この方針に基づきまして運営をしているところでございます。

18ページ目でございます。寿都町での取組でございますが、寿都町につきましては、これまで15回の「対話の場」を開催したところでございます。ファシリテーターの進行によりまして行っているところでございます。

下の枠囲いのところにどういうテーマで議論したかということをもとめております。最初は「会の主催者が曖昧である」、あるいは「目的が処分場の誘致で不適切」といったことで「対話の場」の主体、目的についての意見が出たというところでございます。

毎回のテーマにつきましては、会員の方と相談の上、決定をしているということでござい

まして、徐々に皆さん方の関心が地層処分、そして、国全体のエネルギー政策、そして、海外の動向、地域の町の将来に向けた議論ということでテーマが推移をしているということでございます。

神恵内村でございます。19 ページ目でございますが、これまでに 13 回開催をしているというところでございます。こちらにつきましてもテーマは毎回、運営委員会でご議論いただいて決めているというところでございます。

こちらの議論の推移につきましても、下の囲いのところでございます、地層処分について思うこと、概要から、まちづくりに関連いたします交付金制度といったところについてのご議論ということになっているところでございます。

なお、それぞれの「対話の場」では、文献調査の進捗状況についても適宜ご報告をさせていただきます。

具体的にどんな意見が出ているかということで 20 ページ目に挙げているところでございます。寿都町では、何を言っても NUMO の方針どおりに進むので不安であると、あるいは、視察をされた後にぜひ町民の方に施設を見学いただくような場、こういったものをしっかりとすべきではないかというようなところ、あとは、ほかの地域で文献調査に手を挙げる必要があると、それから風評被害、海外の状況と、こういったものが出ております。

神恵内村でも賛成派、反対派が議論をしてほしいといった議論、それから、交付金のためだけに文献調査をしているわけではないといった議論等、出ているところでございます。

町の将来についても、下にございますように、いろんな意見が出ているというところでございます。

「対話の場」に関するファシリテーター、そして自治体の方の意見を 21 ページ目にまとめております。寿都町のファシリテーター、竹田先生のコメントでございますが、意見の対立につながる話は自分が言いにくいということ、そういう中によい意見があるので、そういうものをいかに残して、皆さんに公開していくかが工夫のしどころであると。皆さん、これで出尽くしたというところまで対話をするのが私たちの務めである。

神恵内村、大浦さんでございますが、参加者の不安、不信の本質はどこにあるかを一緒に見詰めていくことが「対話の場」のプロセスであるということ。押しつけにならないよう分かっていたいただく場づくりを考えていかなければならない。

自治体の方のコメントとしては、やはり真剣に地域の将来について議論をするということ。ファシリテーターがいることでいろんなキャッチボールができて盛り上がるスキームになっていると。地域の将来を考える人が増えたといったようなご意見が出ております。

そのほか 22 ページには「対話の場」を起点とした取組ということで、寿都町では公募の方による勉強会、15 回開催をしております。そのほか少人数の勉強グループ。神恵内村では専門家によるシンポジウム等を行ったというところでございます。

23 ページ目には周辺自治体等への情報提供、そして全域での広報活動等をまとめているところでございます。

私からは以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして資源エネルギー庁から資料4のご説明を頂戴したいと思います。

○下堀放射性廃棄物対策課長

それでは、資料4に沿ってご説明をしたいと思います。

まずは、これまでの取組と今後の方向性、対話活動を中心ですけれども、2ページを開けてください。今、NUMOからしっかりいろいろと取り組んでいるということのご説明がありましたけれども、国も独自のエネ庁のほうの広報予算等ありますので、独自の動きなどを補足的にご紹介したいと思います。

このページ、引き続き全国的な対話活動が重要ということではありますが、特に若年層ですね。こういったところに向けて新たにこの一、二年で取り組んだこととして、一つが大学生が主体となった理解促進を図る「ミライブプロジェクト」、それから、今年の2月10日に実施しましたシンポジウムですね。こちらも初めて開催しました。さらに、3番目として福島県浜通りの高校生と北海道寿都町の高校生の交流事業、こういったところを開始しております。

何が正解というよりは、いろんな取組をしていくということだと考えておりますけれども、今回改定した基本方針でもこうした取組を一層推進していくことを盛り込んでいるところでございますけれども、これらの取組を引き続き実施、あるいは必要に応じて拡充していくこととしてはどうかというふうに考えているところでございます。

3ページ目は参考資料ですので、説明は割愛させていただいて、次の4ページでございます。先ほどは一般の市民の方々に対する理解活動でございましたけれども、こちらは自治体の担当者向けの説明会でございます。

NUMOと一緒に年に1回、今年も大体1月下旬～2月上旬にかけてマスコミの方にも取材、フルオープンで入っていただいて、自治体の担当者向け説明会というのを毎年行っているところでございます。既存のこれまでの基本方針にも載っていることでしっかりやっていますが、我々の課題というか悩みは、参加自治体数が頭打ちといたしますか、いろんな取組、動きなどありますので、より多くの方々、自治体に参加して理解を深めていただきたいという思いはあるものの、そのために今年は、よりエネルギー全体に広くコンテンツをご用意したり、あるいは、参考になるような地域共生の事例の冊子も配布したり、総務省さんの協力も得ながら、全国の市町村長宛のレターも送付したりということではありますが、どうしても、ここ、黄色い部分に書いてありますけれども、身構えてしまう自治体というところがやはりあるというところでございまして、我々としては、しっかりこれを、取組を継続していきたいというふうに思っているわけですが、あくまでこれは情報提供を中心としたものでありまして、これで当然のことながら、文献調査を押しつけるものではないということ、こういったことを粘り強く説明するということと、また、今後、後半でご説明します全国行

脚等、自治体の首長さんへのアプローチ、働きかけを強めてまいりますので、そういった形、その中でこういった自治体説明会への担当者の派遣、こういったことも働きかけることも一案かなというふうに思っているところでございます。

続きまして5ページ目以降に先般、閣議決定いたしました基本方針改定ですね。こちらのより具体的な進め方を今回、資料にしておりますので、スライドごとにご説明をしたいというふうに思います。

7ページでございます。まず、大きな四つの取組の柱がございますけれども、一つ目でございますが、国を挙げた体制の構築というところで、最終処分の関係閣僚会議も、この赤字で書いております厚労省、農水省、国交省、環境省、地方創生担当大臣というところを追加するというに加えて、その下に本府省の局長級から成る「関係省庁連絡会議」、これ、実は昨日、早速開催して、今のこの最終処分政策に関する情報提供を行ったというところでございます。

それから、その下にといいますか、地方ブロックごとに、ここも局長レベルでお集まりいただいて、各地域、地域においてしっかりこの政策の動向等をまず情報を共有させていただきながら、今後、文献調査を受け入れていただけるような自治体が現れてくれば、それを後ほど挙げます4.の地域の将来の持続的発展に向けた対策の強化、こういったところにつなげるために、この連絡会議を有効に活用していきたいというふうに考えているところでございます。地方ブロックは6月頃をめどに開催予定で今調整中でございます。

また、右側のほうですけれども、国とNUMOと電力会社の合同チームを新たに立ち上げてまして、全国行脚をしていくと。少なくとも100以上の自治体の、これ、首長さんを対象ですね。市町村を対象に訪問したいというふうに思っているところでございます。

ここで論点は、これ、前回、3月のときのこのワーキンググループでも議論になったかと思えますけれども、こういったところに回るか、それから、その実績等を公開、オープンにするか、非公開、クローズにするか、こういったところは一つ論点になるかなと思っております。

事務局としての現時点の案ですけれども、まずは「科学的特性マップ」において適地の可能性があるというグリーン沿岸部に存在する基礎自治体、こういったところを中心に対象としては検討しつつ、これは、当然、100で十分とも思っておりませんで、少なくとも100以上ということですので、まずは100まわりながら、当然、それは理解活動が今後も必要という状況であれば、引き続き、その100より超えてやっていくというところで、基本的には、このグリーン沿岸部をしっかり回っていくというのが基本方針かなというふうに思っております。なので、その中でどうピックアップしたというよりも、ここをこう、しっかり全体をまわっていくんだという方針かなと思っております。

その上で、訪問先は、これは個別の自治体名が明らかになることを非常に嫌がる、先ほどの自治体説明会でもありましたけれども、身構えてしまい、結局、いや、そういうことであれば、うちには来なくていいですということであると、なかなか首長さんへの直接のご説明

という観点では効果が上がらないということにもなりかねませんので、訪問自治体への配慮という観点から、訪問先は非公開とさせていただければと思っておりますが、当然のことながら、これ、しっかりこういったことをやっている、このぐらいの数をまわっていたと、こういった形で情報発信をしていくことというのは非常に重要なことと考えておりますので、匿名性を確保した上で、例えばこのワーキンググループ、あるいはエネ庁のホームページで報告、公表することとしてはどうかというふうに考えております。

次の8ページでございます。2. の働きかけの強化でございますけれども、左側は今の全国行脚、それに加えて、全国知事会や全国市町村会など、首長さんが集まる場でもしっかり情報提供、働きかけを行っていきたくと思っておりますが、それによって関心、あるいは問題意識を持っていただいたような首長さんたちと一緒に、国と地方でどうやったらこの問題、前に進むか、あるいは何が問題、課題になっているから進まないのか、こういったことを膝詰めで、首長さんたちとしっかり議論をしながら、何らか、国だけで考えていけば発想し得ないような新たな取組、施策ですね。そういったものをぜひヒントとして、地方の声も聞きながら、いただきながら、何とかこれを国全体の課題として取り組んでいきたいというものでございます。

こちら公開、非公開という観点では先ほどと同様の考えでございますが、首長さん、ぜひ立場を超えて率直な意見交換を行う、この自治体がこういうことを言っていた、あるいは、この自治体はそもそもこれに参加しているということが明らかになること時点でなかなか積極的にこの会に参加していただけないのではないかと、おそれを事務局としては心配しているというところでございまして、そういった意味では、開催実績は公表、構成員、議事の詳細というのは非公開、その上で活動実績は匿名性を確保した上で、またこのワーキンググループ、エネ庁ホームページ等で報告、公表することとしてはどうかというふうに考えております。

下の3. でございます。段階的、いろんなレベルで、これまでの市町村長に加えて、議会の議長さん、あるいは商工会長さん等、経済団体の会長さんなどに理解活動の実施、あるいは、地域が理解が得られつつある状況であれば、将来的には調査の検討もお願いしたいということをお願いする仕組みですが、当然のことながら、国からの押しつけというのはあってはなりませんので、地域の実情に応じた対応とすることが大前提ということ。また、文献調査の受入れを判断するのは市町村長、こういう整理は何ら変わりございませんので、そういったことを前提に、こういった申入れをした場合には、また、このワーキンググループ、あるいはホームページで報告、公表することかと思っております。

次のスライド、9ページ目ですけれども、これは以前の3月のワーキンググループでもお示ししたとおり、国が、関係省庁連携して地域の将来に向けた対策の強化をするに当たっては、経済産業省を窓口、この文献調査の対象地域等の声を受け止めて、先ほどご紹介した「連絡会議」の場を活用しながら、地域の関心、ニーズに応じて、関連分野の支援を図ることとしていきたいと思っております。こちらが具体化したものでございます。

最後、この議論を締めるといいますか、ご議論用のペーパーを 11 ページにご用意しております。全国的な対話活動・広報活動については、しっかり継続して取り組むこととしていきたいと思いますが、お気づきの点等があればご意見をぜひいただければと思います。

それから、国等において「対話型全国説明会」等、若年層へのアプローチ、これも大事な課題ではないかというふうに思っておりますけれども、なかなか、もういろんな取組をするしかないということではありますけれども、もしアイデア等、ご意見等あればぜひいただければと思います。

それから、「関心グループ」、この「取組方針 2023」をつくるに当たって、一番このページの下にもありますけれども、前回は数値目標を「関心グループ」でつくったところでありす。当時 50 程度であったのを 100 を目指すということで、数自身は先ほど NUMO からのご説明でもあったとおり、160 ということでしっかり集められているところはありますけれども、やはり数だけを増やすのが別に目的ではなくて、むしろ、それが意味のある連携であったり、いろんな働きかけであったり、交流であったり、こういったことも大事ではないかというふうに思うところでありますが、この「関心グループ」に関して、ぜひまた今後の取組に向けたご意見などをいただければと思っております。

そして（２）は「対話の場」でありますけれども、NUMO のほうから事実関係を中心にこれまでの取組を振り返っていただきましたけれども、この総括に向けて、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思います。２．の「基本方針」改定については、今私が申し上げたとおりでございますし、３．も先ほど少し言及したとおりであります。数値目標を設定したりということも多いわけですが、本件、必ずしも数値目標ありきでもないかと思っておりますけれども、目標、それぞれの取組ごとかもしれませんが、ここについても、もしご意見があれば言及していただければと思います。

私からは以上でございます。

○高橋委員長

はい。

○田川原子力発電環境整備機構専務理事

委員長、資料の訂正を。

○高橋委員長

そうですか、はい。

○田川原子力発電環境整備機構専務理事

恐縮でございます。私ども、失礼しました。

資料の修正でございますが、資料 3 の 18 ページ目でございます。寿都町の開催実績でございますが、15 回開催としておりますけれども、5 月 9 日に 16 回目を開催いたしましたので 16 回開催ということでございます。大変失礼をいたしました。

ちなみに 16 回目の議題は 15 回目と同様でございます、「将来の町の在り姿について」と「文献調査の進捗状況」ということでございます。

失礼いたしました。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、本日も欠席の村上委員からいただきました意見書を事務局より読み上げていただきたいと思います。

下堀課長、よろしく願いいたします。

○下堀放射性廃棄物対策課長

資料6に沿って読み上げたいと思います。「当面の取組方針2023の策定に向けて」というところの議題でございまして、今からの議論の議題であるというふうに考えております。

資料の11ページ、「対話の場」の設置に当たっては、当該地域の実情を踏まえ、自治体とも相談しながら、個別にオーダーメイドしていくことが基本的な考え方とありますが、そのような方針を出す前に、外部専門家グループによる評価を行い、「対話の場」の企画・運営に関するガイドラインを作成すべきです。

同資料13ページには前回の資料が抜粋されていますが、そこには「対話の場」の在り方について振り返り・総括し、今後の対話・取組に生かすことを検討と記載していただいております。

NUMOの取組の振り返り・総括については、17ページ～21ページの5ページを割いて「対話の場」の自己評価がなされています。これはこれで重要な資料と考えますが、例えば「対話の場」に参加していない地域住民の皆さんの認知度や納得度の把握、「対話の場」のファシリテーターを担った方や委員をされた方によるよかった点や課題、改善案や要望の抽出、後続の自治体が「対話の場」を持つときに伝えたい教訓の提示などは行われておらず、事業推進者による自己評価には限界があります。

したがって、2町村の経験から教訓を導き、今後の展開に生かすためには、対話を通じた政策形成などを専門とする研究者グループの協力を得、海外の先行事例との比較なども踏まえて、外部評価をしっかりと行い、今後に向けた提案などをまとめていく必要があると考えます。

地層処分の説明を聞くことすら地域に波紋を生み出すこともあるという現状を考えれば、「対話の場」の目的や実施方法のガイドラインが示されることで、「対話の場」や本事業の推進者への信頼度が高まり、後続の自治体が手を挙げやすくなる環境を整えることにも貢献するのではないかと思います。ぜひ外部評価の実施の実現をお願いいたします。

○高橋委員長

ありがとうございました。

ただいま読み上げていただきました村上委員の意見書でございますが、「対話の場」の総括の方向性に係るものでございまして、資源エネルギー庁、またはNUMOからご回答をいただくのがよいかと思えます。そういう趣旨から、後ほどまとめてご回答をしていただければありがたいと思えます。

また、長谷部委員が途中ご退出というご予定だと伺っておりますので、先にNUMOと資源エネルギー庁からの説明についてのご意見を頂戴したいと思います。

長谷部委員、よろしくお願いいたします。

○長谷部委員 本日は、先に退出する予定となっております、ご迷惑をおかけします。今ほど説明していただいたことについて、二つ、ご意見を述べさせていただきます。

まず、一つ目なのですが、各自治体との会話が、匿名で行われるということで、それは致し方がない面もあるのかなと思うのですが、それを考えますと、やはり首長会議の場などでの、オープンにできる場所での説明というのを、非常にしっかりやっていただいて、それをメディアなどにも取り上げていただいて、オープンにできるところはオープンにさせていただけたらと思っております。

二つ目なのですが、NUMOさんの資料で、対話型全国説明会の参加者の割合についてのご説明がありました。そこで女性、若年層の参加が少ないとありました。これがやっぱり問題だと思っております、ただし、若年層につきましては、その後の説明で学生向け、教育現場での説明、あるいはミライブプロジェクトなどのイベントなどされておられるということで、こういうイベントが多分功を奏して、若年層が増えていくんじゃないかというふうに期待ができるかと思えます。

一方、本日の説明では、女性を増やす、参加者を増やすようなことについて、ちょっとあまり取組がされていないようなふうにお伺いしました。

例えば、ファシリテーターを活用されているというようなときに、女性を抜擢しますとか、あるいは日本の国内だと、そうはいつでも、ちょっと女性人材が今、そんなに大勢いるわけではないという現状を考えますと、海外の関連機関で活躍されていらっしゃる方をお願いして、女性の活躍の見える化を図っていただいて、女性もこの分野の内容について、我が事と、私も参加していいなというふうに思えるような環境整備に努めていただいて、女性も大勢参加できるような取組に発展させていただければと思っております。この2点ご意見を言わせていただきました。

以上です。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。長谷部委員はこれで退席されます。お忙しいところ、ご参加いただきまして、ありがとうございました。

○長谷部委員 ありがとうございました。失礼いたします。

○高橋委員長 それでは、先ほどのNUMO、資源エネルギー庁からの説明につきまして、ご質問、もしくはご発言を希望される場合につきまして、オンライン会議システムの手を挙げる機能にて、発言表明していただくよう、お願いいたします。順次、こちらから指名をさせていただきます。

なお、申し訳ないことながら、ご発言時間に関しましては、できる限り多くの方にご発言をいただく機会を確保するため、お一人当たり4分程度でお願いしたいと思います。時間の目安として、3分が経過しました時点で、チャットボックスにて、事務局よりお知らせさせていただくとということになっております。よろしくをお願いいたします。

それでは、手を挙げる機能で、発言表明をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、まず、鬼沢委員、それから、三井田委員、順にご発言を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○鬼沢委員 鬼沢です。ありがとうございます。まず最初、資料3のNUMOさんの資料のスライドの8枚目ですけれども、関心グループが年々増えているということは、非常によかったと思います。そして3年目ぶりによろやくこの関心グループの交流会が開かれたということもよかったと思います。学習団体同士の「つながり・ひろがり・ふかまる」を進めていくというふうになっているんですけれども、この学習会をしている団体が、地域で自分たちだけで学び合うということは、もうそろそろ次の段階に入っているのではないかなと思います。80、110、160と増えていったということは、当然、同じ団体が毎年学び合いをしているということもあると思います。そろそろこの3年目に学び合いをしている団体においては、学習団体同士の拡がりよりも、その地域での広がりをはり検討していく必要が、全国的な機運の醸成につながると思いますので、このあたりを学習会の公募をする段階で、新しい方たちの参加をどのくらい見込むかとか、あるいはほかの団体との交流、学習団体同士ではない、ほかの地域の団体や、地域を超えてのいろいろな組織との交流をどういうふうに進めていくかということが、一つの条件になってもいいんじゃないかなと思います。それをしないと、なかなか全国的な機運の醸成にはつながっていかなくて、学習意欲のある団体だけが、やはり深まっていくということでは、なかなか日本全国に広がっていかないのではないかなと思います。

それから、二つの文献調査の地域で、対話のテーマがどんどん変化して行って、地域の将来について考えるというふうに進んでいったということはとても素晴らしいことだと思います。なかなか住んでいても、自分の地域の将来について、地域の人たちと話し合うなどという機会はなかなかありませんので、そういう意味では、時間をかけて、回数を重ねて、こういった対話をしてきた成果だと思いますので、これは非常によかったことではないかと思えます。

それからもう一つ紹介したいのが、若年層や女性に向けての情報ですが、多分情報発信はされていると思います。でも、なかなかその情報がそういったターゲットを絞った方に届いていないというのが現実だと思うんですけれども、実は私3年前からリチウムイオン電池

に関する普及啓発の事業をしています。コロナ禍になってからは、やはり対面ではできなかったもので、今までの活動で知り得た300人の方にメールをお送りして、アンケートと動画を見ていただくという手法をしたんですね。そのときに、20代、30代の若い人たちの回答が、実はそれぞれ70名くらいしかなくて、そのほかの世代に関しては、100名以上の回答をいただきました。300人をお願いして、結果的に731人の方に回答いただいたものですから、やはり若い人にも見ていただきたいという思いで、翌年には、30代までのユースの方たちとオンラインで、その動画について、もう一度検討しました。そして、そのユースの方たちを通じて、日本容器包装リサイクル協会のフェイスブックにアップしたアドレスを、若い方たち向けに発信していただいたら、10日間で20倍も検索があったというか、見ていただけたんですね。ですから、誰に情報を届けるかということは、同じ情報であっても、その同じ世代の人から届く、あるいは知っている人から情報がくると、見ていただける機会になるのではないかと思いますので、そういった工夫も必要なのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、三井田委員、お願いいたします。

○三井田委員 三井田です。私、4点ほどございまして、まず、NUMOさんの資料でいうところの、10ページですかね。広報の関係で、教育現場の方にとというのがありましたけれども、今、教育現場の方々、興味のある先生方だけに展開しているんだと思うんですけども、ここから今出てくださいっている先生方とか、生徒さんに、どうやったら、もっと興味を持ってもらえるかというふうなことを、参加者の方々に考えていただいて、みんなで取り組むような仕組みとかを考えていただくと、教育の現場にもっと広がって、広報できるのがいいのかなという部分で、一つ思いました。

それから、これはエネ庁さんにも共通して言えると思うのですが、結構興味深いコンテンツをつくっていただいているんですけど、なかなかその発信がうまくいかないというところがあると思っております。まず、ホームページがちょっとそれぞれ見づらいというか、たどり着きづらいところがあるので、ご一考いただきたいと思うのと、それから、例えば、YouTube 広告とか含めて、若年層というのであれば、若年層に届きやすいメディアというか、媒体を使った広告を少し検討いただくのがいいのかなと思いました。

2点目なんですけれども、対話の場についてですが、いろいろな方で対話の場の在り方、お話しくださっている方、委員の方いらっしゃいますけれども、私としては、現在の構成とか、運営は、そこまで偏った感じではないのかなと、議事録とか、開催結果見ても思っています。私が今所属している地域の会というのも、ちょっと趣は違いますけれども、やっぱり賛成、反対の方々がいらっしゃってやっているところなんですけれども、それぞれが人の他者の意見に耳を傾けるという姿勢さえ持っていて、自分の町をよくしたいという根っこが一緒であれば、そこまで偏らないのかなと思っています。現在、そこを偏ってもいいなと思いますし、ただ、会自体はいいと思うんですけど、前に、先回、誰かどなたか委

員がおっしゃっていただいていた、振り返りで、例えばファシリテーターの方に、それぞれお越しいただいて、例えば、当ワーキンググループにお越しいただいて、いろいろ意見を聞かせていただいたり、質問させていただいたり、お答えいただいたりということを振り返りとするというのは、アイデアとしては非常にいいかなと思いました。

3点目ですけれども、資料4のエネ庁さんの資料、7ページですか。国を挙げた体制構築というところで、その資料の右下のあたりにあったりするんですけど、自治体の公表という部分に関しては、先ほど委員もおっしゃっておられましたけれども、私もこれだけ数がまだ少ない状態で、自治体を公表するというのは、検討をしていただく前段階もなかなか入っていけないと思うので、非公表がいいと思うんですけども、これも先ほど、ある委員が言っていらっしゃるように、公表できるところはなるべく公表するとか、場合によっては、全国行脚するんだよとか、多くの自治体に聞いてもらうために、公表はしないけれども、なるべく公表はできるところはして、国が前面に立ってきますよという部分は、大々的に言ってもいいと思いますし、その辺が国が前面に立つということにもつながると思うので、その辺の意気込みというか、見解なんかを、エネ庁さんから後ほど聞かせていただければと思います。

最後に、取組方針の部分ですけれども、お示ししていただいた案で、12ページですけれども、そんなに私としては内容は変えなくていいかなとは思っているんですけど、今、2023年なので、皆さんの意見を反映して、今、フェーズ2と3を同時並行しているのかなと思うのですけれども、最後決まったら、今、2022年目途とか、2022年からとなっているところを、今の年代に置き換えるということはしたほうがいいかなとは思いました。

私からは以上です。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、寿楽委員、お願いいたします。

○寿楽委員 ありがとうございます。今日お示しいただいたもの、まず先に、エネルギー庁の取組方針2023というほうに対するコメントから申し上げますけれども、今回、基本方針が改訂されまして、文献調査に入るよりも手前のところで、関心自治体を掘り起こすというところで、国の関与が一層強まったものと理解しています。今回のご提案は、それを具体化するために、非公開の場や活動も活用して、地域の、ある種のプライバシーみたいなものを保護しながら率直に協議をして、取組を進めていきたいということと理解しました。

ただ、2000年代初頭に、最終処分法ができて、その後、公募方式でやってきたというのは、過去の原子力施設立地において、まさに地点選定の部分で不透明さというのが様々な問題を引き起こして、批判も招いてきたということに対する、ある種の反省として取り入れられたものだとも思うわけです。ですから、非公式なやり方の活用ということが、再びそういう課題や、それによる好ましくない結果を再来させるものだというふうにはならないようにしなくてはいけないのではないかなと思います。

既にほかの委員からもご指摘があるように、説明責任を果たして、公正性が確保されたや

り方でやるという上では、単純に公開、非公開の二者択一で進めるということではなくて、やはりいろいろ工夫が必要だと思うわけです。

例えば、まず、情報公開や透明性というのは、最大限確保した上で、次いで場の安全を確保するという、こういう原則を打ち立てていただきたいと思います。その上で、具体的なルールですとか、運営の方向性を考えていただきたい。例えば一定期間がたった上では、情報公開をするということとはあらかじめ約束するとか、あるいは外交等の世界では、チャタムハウスルールと言われるような、発言者はどなたかということと言わない形であれば、議事内容を引用してもよいという、折衷的な性質の場を活用するなどもあるかと思えます。

あるいは自治体が最終的に関心表明に至るような場合には、それに至る経緯を議会ですとか、広く住民の皆さんに公開、説明するということをあらかじめルール化しておくといったようなこともあろうかなと思います。

さらにはもしかすると、是正要求など、それなりの権限のある、中立の第三者等による委員会みたいなものを設けて、それに対しては、議事の非公開を前提に、完全な情報を報告して、チェックを受けるといったようなことも望ましいかと思えます。少なくとも、当ワーキンググループに対して、匿名化されたままの開催実績の情報を報告いただくだけでは、不十分だというのが私の見解です。

特に今回は、これも今日ご説明のあった、商工会長等の地域の各種団体の長に、地域での理解活動等に係る申入れを経産省から行うというのが、国からの段階的な申入れの一環として追加されていますが、こうした団体は、地方公共団体とは異なりますので、選挙等の直接的な民主的統制も受けないこととなりますから、こういった団体が関与することが、これまた過去の原子力施設立地のように、不透明なプロセスになっているというような疑念、批判を受けることがないように、万全を尽くすのが国の責務ではないかなと思います。

それから、続いて、このこれまでの振り返りというところですけども、やはりこれも村上委員の意見書でもありましたけれども、北海道の2町村での文献調査受入れに係る動きの振り返り、取り分け対話の場に係る部分ですね。こちらやはりご提案あったような、本格的な見直しをした上で、次のアクションを考えるということにならざるを得ないのではないかなと思います。

もちろん今日、NUMOからご報告ありましたが、これはNUMO自身の目線での総括でありまして、内容、分量もいささか不足していると思いますので、関係の方々、対話の場に関わられなかった方も含めたヒアリングですとか、本格的な報告書の取りまとめ等を依頼したいと思います。

また、原子力委員会の放射線廃棄物専門部会が、2016年来開かれておりません。前回の基本方針、それから今回の基本方針でも、こちらのチェックを受けるということが入っております。経産省から現職員会に要請して、こちらの部会動かしていただいて、チェックを受けるということが必要ではないかなと思います。

すみません。時間超過しているんですけども、NUMOのほうにも、簡単にコメントし

ておきたいと思います。

関心グループの取組等を全国メディア等でも取り上げてほしいというような話あったんですけども、まさにエネルギー庁の資料が言うように、静かな環境でしっかりやりたいというようなご希望がある場合もあるかもしれません。NUMOがその取組を社会に訴えたりですとか、良好事例、水平展開を図ろうとしたりするあまりに、不用意に地域や関係する方々に否定的な関心が寄せられて、当事者が苦境に立つようなことにはならないよう、十分留意していただきたいと思います。

それから、若年層、女性へのアプローチは、先ほど長谷部委員からもご言及ありましたけれども、これはこうした層が、多くの方々が、例えば、学業と経済的な自立の両立ですとか、お仕事とご家庭の両立ですとか、そういう現状があって、なかなか公共的な課題に関われないという、いわゆる社会問題が背景としてあるということも推認されるわけですし、NUMOのこういう取組ももちろん大切です、先ほど長谷部委員からあったような、エンパワーメント、女性の方々を後押しするような取組も必要だとは思いますが、やはり根本的には最終処分の政策も、高等教育就学支援ですとか、ジェンダー平等とか、子育て支援とか、様々な社会問題の解決に向けた、社会全体の取組ということと関連するということを感じました。この点、皆さんにもご認識いただければよろしいのではないかなと感じました。

時間超過しまして失礼しました。以上です。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 ありがとうございます。私のほうからは2点コメントしたいと思います。まず、基本、コミュニケーションは継続するしかないと思いますので、これまでNUMOさんが精力的にやられてきたことについては、今後も進めていただきたいと思います。

そのコミュニケーションにおいて、これまでも五、六年ぐらい、地域コミュニケーションとか、シンポジウムとか、それらをやっていると思いますので、その中での課題と言いますか、問題点をできるだけ明確にして、コミュニケーションにおいては、その辺のめりはりをつけられるような形でやっていけるのが大事なのではないかと考えます。

そのためには、先ほどエネ庁からの説明の8ページに、電自連とか、地域ごとに展開していったら、100団体とかありましたが、その辺のアプローチについては、できるだけ透明性を確保しつつ展開していただけたらと思います。

コミュニケーションにおいては、例えばですが、私は地球科学関係の技術屋の立場として、地域のシンポジウムなんかに出ていったときに、やはり地域の方々が興味を持たれるのは、文献調査で何が分かるのかとか、あと現在の文献調査の現状というのはどうなっているんですかとか、という点が主なので、その辺も意識して実施していただけたらと思います。

また、技術ワーキンググループでは、その文献調査の次のステップで何をやるのかというのが具体的になってきていますので、そういった材料を、うまく紹介材料として持ち込むことによって、さらに関心を継続させるといいますか、そういうことができるんじゃないかなというふうに思ったりもしています。

もう一つは、一度ファシリテーターの方々の意見交換の場に参加させていただきましたが、ファシリテーターの方々自身も、地層処分というのは、基本的にはどういうものなのか、あと何で地下に処分するのか、そういったことも含めた中での考え方とか、お互いにまた、ファシリテーターをすることによって、それぞれの方々が持っている課題とか、悩みみたいなものが、あるようでしたので、それらをNUMOも参考にしつつ、地域のコミュニケーションにフィードバックするようにすると、多少これまでのステップアップ、流れの中からさらに、次のステップに行けるようなコミュニケーションがいけないかなと考える次第です。以上、参考になれば幸いです。

私からは以上です。ありがとうございました。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。それでは、高野委員、お願いします。

○高野委員 ありがとうございます。まず、対話の場の総括に関して、意見を述べたいと思います。基本方針に規定されている対話の場の運営方針が、寿都町と神恵内村で順守されていない実態があり、問題だと認識しています。

基本方針には、多様な関係住民が参画し、情報を継続的に共有する場として対話の場を規定しており、そのために国とNUMOは、専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保に努めるとしています。

しかし、両町村で実施された対話の場には、地層処分や科学的特性マップに批判的な専門家の意見を均等に聞く機会は確保されませんでした。神恵内村では、ただ一度、批判的な専門家を招いたシンポジウムが開かれたのみであり、寿都町では、批判的な専門家からの意見も聞きたいという住民の要求があつたにもかかわらず、一度も実現されませんでした。NUMOにより一方的な情報提供は、多様な意見や情報の提供とは言えません。寿都町では、大多数が文献調査賛成住民で構成されており、多様な関係住民の参画も実現していません。基本方針に反する実態をなぜ放置したのか、経産省とNUMOの見解をお聞きします。

また、この事態の改善ためには、今後の対話の場の運営には、文献調査に反対する住民の参加を半数程度確保し、反対派の対話の場、メンバーが推薦する専門家を招集することを権利として保障すべきだと思います。この提案に対する政府とNUMOの見解をお伺いしたいと思います。

関連して、このように、不公正に運営された対話の場が放置され、地域の分断が助長された結果、起こった最近の出来事を、委員の皆さんに共有したいと思います。それは寿都町で、文献調査反対の活動をしている子供たちに核のごみのない寿都を町民の会が、5月5日に経産省の放射性廃棄物対策課に提出した質問状とそれに対する経産省の回答の内容です。

質問状の内容は、改訂された基本方針で、新たに明記された政府の責任の範囲を問うものです。そこでは文献調査による地域社会の分断で生じた、住民の精神的苦痛に対して、政府の責任として謝罪をしないのかと問いただしています。

また、対話の場の総括の際には、町民の会をはじめ、対話の場に不満を持つ住民の意見聴取を行うことを求めました。経産省は回答で、具体的な事実関係に応じて対応すべきと述べ、

頂いた意見については、真摯に向き合うとしています。国がこの回答を実行に移すつもりがあるのなら、対話の場の総括を、一、二回のワーキンググループの審議で終わらせるのではなく、具体的な事実関係の把握のために、独立性の高い専門チームをつくることを提案します。そのチームが実際に寿都町や、神恵内で聞き取り調査を行い、文献調査によって生じた、社会的、経済的被害、あるいは精神的苦痛の実態を解明する必要があります。それが具体的な事実関係に応じて対応するという事だと思えます。聞き取り調査の際には、対話の場の関係者だけでなく、分断によって、苦しみ、文献調査に不満を持つ住民の声をしっかり聞くべきです。対話の場の総括には、そのようなプロセスが必須であると思えます。その作業なくして、文献調査拡大に向けたいかなる強化の取組もすべきではなく、取組方針2023を策定することにも反対します。この提案に対する政府とNUMOの見解をお伺いしたいと思います。

最後に、今後の施策についても意見を述べます。経産省やNUMOが、対話の場において、地層処分や文献調査に批判的な意見、専門家の意見を聞きたいという地域住民の要望に応えなかったという事実は非常に重たいと思っております。そのような民意無視の姿勢が、政府やNUMOに対する住民の信頼の低下を招いていると思えます。

政府では、関係自治体の負担から、負担やその配慮から、全国行脚の訪問先自治体や、協議の場の参加自治体及び議事を非公開にするとしています。この認識は間違っていると思えます。

問題の本質は、自治体負担ではなく、政府への信頼性のなさです。政府が秘密主義的で、一方的な行動をするおそれがあるからこそ、住民は反発するのであり、住民の反発を警戒する自治体に過度な負担がかかっているのだと思えます。政府が信頼の向上を目指すのならば、全国行脚の実施及び協議の場の設置の際には、初めから参加自治体及び議事を公開すべきです。そして、住民が文献調査に肯定的及び批判的な専門家双方からの意見を均等に聞くことができる公正なプロセスを確立すべきです。これに対するNUMOと政府の見解についてもお伺いしたいと思います。

時間超過しました。失礼しました。以上です。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に、伊藤委員、ご発言頂戴したいと思います。

○伊藤委員 どうもありがとうございました。私からは大きく2点申し上げたいと思えます。1点目は、対話の場の総括といいますか、対話の場に関して、どういうふうに評価をするかということで、NUMOからご説明がございました。

今、寿都町と神恵内村双方、地域の将来像についての議論がかなり進んできているという点について、先ほど鬼沢委員からもご発言ありましたけれども、これは非常に重要な局面だと考えております。こういった場で、地域のこと、将来像を考えるということは、今回の文献調査という段階をきっかけにということですが、日本全国的に人口減少が進み、将来の地域像どうするかという議論をしなければいけないというところがある中で、非常に

いい機会になっていると私個人的には思っております。

ただ、対話の場の全体の課題については、既に各委員の先生方からいろいろございましたけれども、これをどういうふうに総括して評価をするかという視点が非常に重要だと思っております。これは次に述べる自治体、地域への申入れとも関わりますけれども、ほかの地域でも、この二つの町村で、どういった対話の場の取組が行われて、どういう所で課題が出てきているかということの情報というのをきちんと把握したいという意見が多分あるかと思っております。ここの部分の記録、あるいは評価というものをしっかりと行っておくということが非常に重要だと思っております。もちろんその場合に、意見にあったように、外部評価を入れるとか、ファシリテーターの方の意見を聞くというのも一つの方策かと思っておりますけれども、まずは対話の場に参加した方、あるいは町や村の担当者の方含めて、これまでの記録をきちんと把握し、それを伝えるということがどうできるかということにNUMOとしてもきちんと支援していただきたいと考えております。

もう一つが、地域、自治体の負担軽減、あと活動強化というところです。プロセスの透明性を確保するというのは、確かに重要だと私も思います。ただ、現段階でプロセス全体、あるいはどこの自治体が手を挙げたかということが、全て公開されるということに関しては、自治体の当事者からすると、かなりプレッシャーがかかると認識しております。

事後的にそのプロセスや、協議の内容等をきちんと検証するという意味でも、その間の記録等はきちんと取るということは非常に重要だと思っておりますけれども、それを即時的に公開することは、私個人は避けたほうが良いと考えております。事後的にきちんと検証できるような体制をつくるということは、非常に重要ですが、直ちに公開することでは、やはりその地域の方や、自治体の担当の方に相当なプレッシャーがかかるのが現状だと思いますので、この部分は当面は非公開という、こういう方針でいいのではないかと考えております。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、一通りご意見頂戴いたしましたので、資源エネルギー庁、NUMOから回答をすべき質問、意見につきまして、まとめた形でございますが、順次回答をお願いしたいと思います。

じゃあまず、資源エネルギー庁からお願いしたいと思います。

○下堀課長 ご意見いただきありがとうございました。今回は、本日決めるということではなく、また、ご意見をいただいた上で、それを持ち帰って、また、次回に向けて、しっかり検討したいというふうに思いますが、気づいたところ等、コメントをさせていただきます。

全体を通して、複数人の委員の方々から、まさにあれですね。全国行脚、あるいは協議の場、この公開、非公開の扱いのところ、本当にいろいろな視点があって、多様なご意見が出てきたと思います。ありがとうございます。

基本的には、事務局の案を考えていましたけれども、本日の件を聞いて、できる限り、一

部匿名性の確保のところについて、ご理解いただいているご意見もあったと認識していますが、他方で、できる限り透明性を確保する、オープンにできるところはオープンにするというの、複数のご意見から出てきたところだと思いますので、それを踏まえた上で検討していきたいというふうに思います。

対話の場の総括のところも、何人かの委員からいただきました。最後に、伊藤委員がおっしゃっていた、まず、本日は、NUMOとしての自己評価であります。対話の場に参加していただいた方、あるいは町や村の役場の意見を、よりもっとということですよ。今回、この推定値だけではなくて、もっとということだと思ひまして、それに加えて、ファシリテーターを呼んでみてはどうかというお話、それから外部のエネ庁やNUMOではない、いわゆる第三者というのでしょうか、専門家の方によるレビューといひますか、こういったところも必要ではないかというご意見があったというふうに思ひます。そこは複数の委員からご意見があったことをしっかり受け止めて、検討をしていきたいというふうに思ひます。

寿楽委員も、今の私が申し上げたものに限らず、いろいろな形でも透明性の確保、あるいはレビューというところが大事ということと、それから、高野委員、基本方針に多様な意見をしっかり、あるいは多様な関係住民が参画するという基本方針にそぐわないのではないかという、それをなぜ放置したのかというようなご意見がございました。すみません。事実関係申し上げますと、対話の多くは、総括をしようとするタイミングではあるものの、対話の場を終える予定は今のところはなく、地域の住民の皆様から多様な意見を聞きたいというのは、寿都町や、神恵内村においてしっかり意見が出ているというのは認識しておりますし、そこを踏まえた上で、こちらについても、どういったことができるかというのは、オン・ゴーイングというか、随時に検討していくものだというふうに思ひますので、地域住民に寄り添いながら、しっかりそれを受け止めて、それは今後もしっかり検討していきたいということですね。

対話の場のメンバーについても、そういった意味では、さらに今から補足あるかもしれませんが、いろいろな立場の方、いろいろなご意見をお持ちの方にもお声がけをさせていただいて、常に対話の場の事務局としては門戸を開いているという状態であるものの、なかなかご参加いただけないという現状でございますので、そういった方々に粘り強くアプローチすることとか、あるいは特に寿都町の場合は、対話の場から発生した勉強会は、これは完全に公募で、地層処分に前向きな方や、慎重な方もそれぞれいる中で、よりいろいろな議論ができていくというふうに思っておりますので、そういったところの状況なども報告することも含めて、また、このレビューというのはいっしょにやっていくものかなというふうに思っております。

私からまず以上でございます。

○田川専務理事 NUMOからお答えさせていただきます。

対話の場の振り返りにつきましては、今、下堀課長からもありましたとおり、ただ、オン・ゴーイングの状況でもあります。引き続き、私ども基本方針、これを全くないがしろにする

つもりなどはございませんで、それをさらに私どもなりの運用方針ということでお示しをしました、参加者の意向を尊重するとか、あるいは公平性、中立性、こういったものについては、引き続きしっかりと取り組むべきことだと思います。いろいろな方のご意見を踏まえて、かつ地域のご要望をしっかりと踏まえて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、少し個別の話になりますけれども、三井田委員から、教育現場の教育の取組、支援などについて、参加しておられる先生方の意見をどんどん聞くべきではないというのがございましたが、このあたりも、私ども日頃から先生方といろいろな意見交換をしているところでございます。ただし、まだまだ十分でないというところはあるかと思っておりますので、引き続きの取組かと思っております。

それから情報発信でございます。これはある意味では、継続的な課題になるところでございますが、私どももできるだけ見やすく、例えば、ホームページであるとか、あるいはYouTubeの広報等も行っております。こういったものをさらにどういうふうに進めていけばいいのか、さらに具体的な問題をしっかりと徹底し、皆様方のご意見もしっかりと踏まえてやっていきたいというふうに思っております。ということですね。

あとは女性の活躍、この分野での活躍など、海外を含めて、部分的には取り組んでおりますが、もっと積極的にやっていきたいというところがございます。さらに関心グループの負荷、不用意にプレイアップすることがいいかどうかということがございました。これは関心グループのご意向を確認しながら取り組んでいくことかというふうに思っております。

また、関心グループについて、地域ごとのグループごと、あるいは関心グループ間ではなくて、その関心グループから、他のグループだとか、新しいところはどういうふうに広げていくか、この視点、私どももこういう視点から確かに取組できていたかというところの振り返りをしっかりとやって、関心グループの意見などいろいろ聞きながら、皆様方のアドバイスをいただいて、さらに改善を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。様々な指摘をいただきまして、誠にありがとうございます。今後、事務局におかれましては、本日のご指摘、ご意見等を踏まえまして、次回に向けた準備を進めていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、二つ目の議題でございます。文献調査段階における評価の考え方（案）について、（うち経済社会的観点）につきまして、NUMOからご説明をお願いしたいと思っております。

○田川専務理事 それでは、私から資料5に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、文献調査段階における経済社会的観点の評価の、まず位置づけでございます。ページ2にございますように、放射性廃棄物、このワーキンググループで、文献調査段階の評価

の基本的考え方というものをご議論いただいたところでございます。その中で、2ページ目の4.の最後でございますように、経済社会的観点からの検討については、文献調査においては土地の利用に関する制約や考慮すべき点を整理する。というふうになっているところでございます。

これを受けまして、私ども参考になる事例として、まず、参考にさせていただきましたのが、地熱発電の枠組みがどういうふうになっているかということでございます。これにつきましては、ガイドラインの中では、企画立案段階で、土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認を努めるということが、4ページ目のところに具体的に、①のところでございますけれども、①のところで、土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認を努めることということになっているところでございます。

では、この利用制限について、どういうふうに具体的にかかっているかということで、例えば森林法、あるいは自然公園法などで土地の利用法、これの制限等あるわけでございます。様々な法令があるところでございます。個別の規制法による土地利用を総合的に体系とした国土利用法というのが制定をされまして、5ページ目のところでございますように、全体として、土地利用計画法、そして国土利用計画がございまして、さらにそれに即して、土地、地域から自然、保全地域という、五つの体系に整理をされているところでございます。

6ページ目は、国土利用計画法の制定の経緯で、参考でございます。

7ページ目に、それぞれの地域の概要ということで、一帯の都市として、総合的な開発、整備をする地域として、都市、地域、具体的には都市計画法等によって、規制をされるということで、農業地域、森林地域、自然公園地域と、それから、自然保全地域というのがそれぞれ規定をされているところでございます。

8ページでございますけれども、この五つの地域ごとの色分けというのが、これが国土交通省のデータベースによる公開情報としてございます。いろいろな8ページ目の右側のところに凡例がございまして、それぞれの地域がどういうふうなこの地域に区分されるか。重複等もございまして、そういった体系になっているところでございます。

9ページ目でございますが、では、個別地域、都市地域から農業保全地域、5地域について、個別の法律、都市計画法でございまして、農振法、そういった様々な規定がございまして、その中で、一部、復興制限をするようなものというものがそれぞれ規定をされている、そういう体系になっているところでございます。

さらにこのその他の共通事項として、10ページ目でございます。この国土利用計画、及び土地利用基本計画に係る運用指針というものを国土交通省で出しておきまして、その中で土地利用規制の共通事項として、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、そして、歴史的風土の保護・保存、治山・治水という、四つの項目があるというところでございます。このうち概要調査における一時的な工事、あるいは将来的な施設の建設に際して抵触すると考

えられるこの下線を引いております、③の歴史的風土の保全、それから、治山、治水に係る土地利用の制限、こういったものについて、文献調査段階で、その指定の有無等を調査するということが考えられるところでございます。

具体的でございますけれども、12ページ目でございます。文献データの収集と確認ということで、公開情報、これは国土交通省、あるいは環境省のデータベースというものがございます。文献調査地区について、その公開情報から土地利用の規制等についての状況これをお含みをしている。

調査対象地域、地域とその他の共通事項について、12ページ目、右側でございますが、土地利用が原則許可されない地域、それから、③で、土地利用の制限がない地域、そして中間的に土地利用上の制限がある地域、かつ制限を解除するための許認可手続等という、そういう大きく三つの確認になるというところでございます。

13ページ目に、今後、ご議論いただきたい事項ということでもまとめているところでございます。

①でございますが、文献調査段階では、処分場建設の観点で法規制上、土地利用が「原則許可されない地域」の有無を、これを確認する。併せて、土地利用制限がある場合の許認可手続等と配慮すべき点を整理する。

②その上で「原則許可されない地域」がある場合には、概要調査地区等の選定の際の検討事項に加える。ということでございます。

③で、現地調査に進む場合は、土地利用制限の状況に応じて、法規制等、許認可の手続等ですね。含めて対応していく。ということでございます。

こうした進め方につきまして、範囲、内容、適切であるかということについて、ご審議を賜ればというふうに考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、質疑がある方はお願いしたいと思います。

資料5につきまして、ご質問もしくはご発言を希望される場合は、オンライン会議室の手を挙げる機能において、発言を表明していただければありがたいと思います。よろしく願います。基本的に2分程度でお願いしたいと思います。1分が経過した段階で、チャットボックスにてお知らせをいたします。よろしく願います。

三井田委員、どうぞ。

○三井田委員 三井田です。私、今、ご説明いただいた基本的な進め方で問題ないかなと思うんですけど、一つ、この進め方とは関係ないので、あれですけど、お答えできたら、お答えいただきたいのは、この先、選定されて決まりました、みたいな形になっていくと、そこはかなり長い期間、土地に縛りをかけなければいけないと思うんですけど、それはもう既に既存の枠組みの法律とかでできるのか、新たにしなきゃいけないのかというのが、もし分かれば教えていただきたいと思いました。基本的にはオーケーです。

○高橋委員長 ほかにご意見等ございましたならば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。寿楽委員、どうぞ、よろしく願います。

○寿楽委員 ありがとうございます。この件について、昨年9月の2回前のワーキングの際に、こうした事柄については、現在のこのワーキングのメンバーですとか、あるいは技術ワーキングの先生方では、恐らく専門性が少し違っているだろうということで、NUMOにおいて、専門性のある有識者からチェックや助言をいただくと、妥当性を担保する仕組みを整備していただきたい旨、ご意見を差し上げたと思います。

今日のものは、もちろん具体化されていますし、現段階では、関係法令等に明らかに抵触するようなものがないかどうかを文献調査ですので、チェックするということは内容としては理解しますが、やはりそういう専門性ある方々が多分経験ですとか、そういう専門的な知見に照らして、チェックされたものなのかどうなのかが分かりませんし、そういう場を設けるとしたというようなこともご報告にはなかったかなと思います。

そうしますと、これで伺ったことは、話の筋道としては、そうですねということになって、見落としていることがないかとか、あるいはそういう専門的な見地から、法令ですとか、そういうものの解釈に誤りがないかとかということ、ちょっとこの場で、我々では責任持って判断できかねる部分が残ってしまうのではないかなと思います。ですので、これはもちろん本来は文献調査始まる以前に、そういったことを整備しておくのが一番よかったと思いますけれども、今からでも地理学とか、都市工学とか、環境学とか、地方経済、あるいは環境経済とか、地方自治とか、法律のご関係、さらには法務関係の専門、実務家とか、あるいはこういうまちづくりですとか、土地利用とかは、NPO等で取り組まれているところもいろいろあると思います。そういうご専門性のある方々から助言やチェックをいただくような場を、今からでもNUMOに整えていただくというのが、今後、概要調査以降についても、NUMOがきちんと実施主体としてやっていくという上では必須ではないかなと思います。地域にとっては、将来の、あるいは現在の土地利用との関係でどうなのかというのは、どうしてもやっぱり否応なくご関心のあるところだと思いますので、NUMOがそういうことについて、責任を持って、いろいろ調査の結果を示したり、助言をしたりできるということは大事ではないかなと思います。これについては、ですから、NUMOはもちろんですけれども、経産省エネルギー庁においても、こういうご専門のある方をこのワーキングにお返しするのがいいのかとか、別途何らかチェックしていただくような審議の場を設ける必要があるのかとか、やはりよくご検討いただくことは、今後、現段階は、この法令上の最低限のチェックでもいいかもしれませんが、必ず重要性が増してくると思いますので、よろしくご検討いただければと思います。

以上です。

○高橋委員長 それでは、高野委員、お願いいたします。

○高野委員 ありがとうございます。私も若干似たような印象を持ちました。経済社会的観点というのが、土地利用制限というものに、ほぼそれのみに限定されていることにちょっと

違和感を感じていますし、その土地利用制限というものに関する専門家が、このワーキンググループにたくさんいるというわけでもないので、その中で、放射性廃棄物ワーキングでしっかりチェックできるのかというような疑問が感じられます。

あと経済社会的観点を土地利用制限のみにしたような、その根拠というか、どういう過程でそういうふうになったのかということについて、もう少し説明を伺いたいのと。

あとはやはり経済社会的観点というのが、そもそもどういう範囲で、どういう内容なのかということをやはり改めて、例えば、環境法なり、環境社会学なり、環境教育学とか、そういう外部の専門家を招いて、もう一度、改めて議論するみたいなことが必要なのではないかというふうに感じました。

以上です。

○高橋委員長 以上三方からご発言を頂戴しましたが、ほかの先生方はいかがでしょう、追加で、もしあれば、よろしいでしょうか。

それでは、今のご発言につきまして、資源エネルギー庁、それから、NUMOから順次ご回答いただければありがたいと思います。

ではまず、資源エネルギー庁からお願いしたいと思います。

○下堀課長 私は中身というよりは、寿楽委員からご指摘ありました、将来的に、このワーキングの場に専門家を加えるのがいいのか、あるいは別の場がいいのか、しっかり将来的には検討したいと思います、足元、今、どうするかは、NUMOからお答えをお願いできれば。

○田川専務理事 NUMOからお答えさせていただきます。まず、このワーキングで、必ずしも専門性のある方ばかりではないということで、見落としとか、あるのではないということもございました。

私どもご指摘いただいた都市工学等をはじめとして、少し専門家の方にしっかりご意見を伺うようにやっていきたいというふうに思っております。まず、文献調査の段階ですので、どうしても最初の段階では、やはりまず制度で土地の利用ができるかどうかというところが文献調査の段階では一番重要になってくるというふうに思っております。今後、さらに調査の段階が進むにつれて、考慮すべき事項というのは、当然増えていくのではないかとこのように思っております。

そういう観点では、高野委員から、なぜ、最初の段階では、土地利用に対する制約のみなのかということもございましたが、これにつきましては、繰り返しではございますが、やはり文献の段階での調査と、限られた局面ということもございまして、制度的な観点での検討というところにまずはフォーカスを絞っているところでございます。今後、調査の段階によりまして、より地域の実態を踏まえて、どのようなことを考慮しなければならないかというのは、引き続き検討していきたいと思っております。

いずれにしても、文献調査段階で、これまでの少し今、私ども土地利用計画法の枠組みの中での検討を進めているところでございますが、そのほかの知見についても、少し何ら

かの、NUMOとして、検討をしていきたいというふうに思っております。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。

今後、段階が進んでいけば、また社会経済学的な視点については、加えるべきところがあればどんどん加えていきたいというお話だったと思いますし、しかるべきチェックを考えていきたいというお話だったと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、本日の議論を踏まえまして、次回に向けた準備を事務局としては、進めていただければありがたいと思います。

私からは以上でございますけれども、事務局から何かございますれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○下堀課長 本日、議論させていただいた内容、そして、本日委員の皆様からいただいたご指摘を踏まえまして、「当面の取組方針(2023)」と文献調査段階における経済社会観点の「評価の考え方」の検討を進めていきたいというふうに思っております。

次回に向けて、昨年11月以来、「地層処分技術WG」においてご議論を重ねていただいた、技術的・専門的な観点からの「文献調査段階の評価の考え方」についてもご報告できるよう、準備を進めていきたいというふうに思います。

すみません。映像が、上のほう乱れていて、申し訳ございません。もう残り少ないので、このままいきますけれども、次回以降の開催につきましては、事務局で調整の上、委員の皆様個別にご連絡を申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして第39回放射性廃棄物ワーキンググループを閉会します。本日は、ご多忙のところ、長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。